

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料及び諸手当)</p> <p>第8条 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭（以下「教員相当臨時職員」という。）の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料（教職調整額を含む。）は正規教職員の例による。ただし、<u>当該職員が60歳に達した日</u>後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額については、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第5条第1項第1号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(給料及び諸手当)</p> <p>第8条 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭（以下「教員相当臨時職員」という。）の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料（教職調整額を含む。）は正規教職員の例による。ただし、給料月額については、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第5条第1項第1号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程の施行の前日に採用され、その採用期間の末日が本規程の施行の日以後である臨時職員については、施行日に採用されたものとみなして第8条第1項の規定を適用する。